

第3期 九重町 男女共同参画プラン

2026(令和8)年度～2035(令和17)年度

“自分らしさ”が輝くまち



2026(令和8)年3月

九重町

男女共同参画プラン目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の背景
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念
2. 重点課題
3. 計画の体系
4. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

1. 男女共同参画の理念の普及と意識の高揚
2. 男女平等を基盤とした学びと実践の推進

基本目標Ⅱ とともに支え合い活躍できる環境づくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 地域社会における女性の活躍の推進
3. 仕事と家庭の両立支援の推進

基本目標Ⅲ 一人ひとりが認め合い安心して暮らせるまちづくり

1. 生涯を通じた健康支援
2. 配偶者等からの暴力の根絶
3. 多様な人々への安全・安心な生活の支援

第3章 プランの推進に向けて

1. 推進方策
2. 総合的な評価指標

参考資料

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念や、国・地方公共団体・国民それぞれの責務が明らかにされました。男女共同参画社会とは、すべての人が個人として尊重され、性別にかかわらず自らの意思に基づいて能力を発揮し、あらゆる分野において対等な立場で、共に責任を担う社会を指します。

九重町においては、2006年(平成18年)に「九重町男女共同参画プラン(第1次)」を策定し、2014年(平成26年)には「九重町男女共同参画推進条例」(以下、「九重町条例」という。)を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

近年では、社会構造の変化や地域を取り巻く環境の変化により、家庭や職場、地域社会における男女の役割や生き方の多様化が進んでいます。一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識や、働き方・暮らし方における格差などの課題も残されています。こうした状況の中で、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、互いに認め合い支え合う社会の実現が求められています。

また、2024年(令和6年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、男女の経済格差など性別に基づく生活課題の解決に向けた市町村の取組が求められ、基本計画を策定するが求められています。

そこで、本町では、これまでの取組を継承・発展させるとともに、社会情勢の変化や新たな課題にも的確に対応するため、「第3期 九重町男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに安心して暮らし、活躍できる地域社会の実現をめざします。

2. 計画の背景

(1)世界の動き

国際連合が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の10年」と定め、1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取組が進んできました。1995年(平成7年)到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」と謳われ、その後の女性政策の国際的な指針となっている「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2011年(平成23年)には、UNWomenが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として活動を始めました。2015年(平成27年)には、国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)」において、2030年(令和12年)までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

2023年(令和5年)に日本でG7サミットが開催され、G7の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する「日光声明」を採択しました。

(2)日本の動き

わが国では、日本国憲法で人権尊重や男女平等が定められています。国際的な動きを受け、1975年(昭和50年)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年(昭和52年)には「国内行動計画」が策定されました。

1980年(昭和55年)には「男女雇用機会均等法」が制定され、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准。その後、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、続いて「育児・介護休業法」「DV防止法」などの整備が進み、女性の権利保障が段階的に広げられてきました。

さらに、「女性活躍推進法」や「候補者男女均等法」の制定により、職業・政治分野での参画拡大が求められています。2018年(平成30年)には「働き方改革関連法」によって男性の働き方の見直しが進み、2020年(令和2年)には「第5次男女共同参画基本計画」が示されました。

女性の複合的困難への支援としては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、2024年(令和6年)4月に施行されています。近年では、2023年(令和5年)の刑法改正で「不同意性交等罪」が新設され、性別に基づく暴力や経済格差への対応強化が図られました。

しかし、2024年(令和6年)のジェンダーギャップ指数では日本は146か国中118位と低位にあり、特に政治・経済分野での女性参画が依然として課題です。同年10月には、国連女子差別撤廃委員会(CEDAW)から6回目の勧告を受け、条約の理念に沿ったさらなる取組が求められています。

(3)大分県の動き

大分県では、2001年(平成13年)に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、翌2002年(平成14年)に「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、計画は4度改訂されています。

2003年(平成15年)には、男女共同参画の拠点として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設。2010年(平成22年)には、相談・啓発・企画機能の強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を同施設へ移転・統合しました。

2016年(平成28年)には、「おおいた性暴力救援センター『すみれ』」を開設し、専任相談員による面接・電話・メール相談に加え、医療機関や臨床心理士、弁護士との連携のもと、被害者支援を進めています。

2020年(令和2年)には「女性が輝くおおいたアクションプラン2020」を策定し、「働きたい女性の支援」「働く女性の支援」「仕事と家庭の両立支援」を柱に、女性が活躍しやすい環境整備を推進しています。

さらに、2021年(令和3年)には「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが尊重され、安心して暮らせる社会」「多様な人材が力を発揮できる社会」「暴力やハラスメントのない健やかな社会」を掲げて取り組みを進めています。

2024年(令和6年)には「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」が策定され、複合的な困難への支援体制が強化されています。

(4)九重町の動き

2016年(平成28年)に「新ここのえ男女共同参画プラン」を策定し、2025年度(令和7年度)までの10年間を計画期間としています。このプランは、地域における男女共同参画社会の形成をめざし、住民、事業者、教育機関などが連携して取り組むべき施策を展開してきました。

ここ数年で、男女共同参画への意識が高まり、休暇取得促進や時間外労働短縮などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や、女性の就労継続・管理職比率向上などに努める事業者等も増えてきました。

しかし、法律や制度などの整備が進み、男女間の「形式的な平等」は進んできたものの、賃金格差が生じていることや家事・育児等の負担が女性に偏っていることなど、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。未だ社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識などが、これらのジェンダーギャップが生じている大きな要因と捉えています。

社会環境や住民の生活様式は変化し続けており、男女共同参画の課題も時代に応じて多様化しています。そのため、九重町においても、これまでの成果を踏まえつつ、今後も新たな計画を策定し、持続的に男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

3. 計画の位置付け

(1)本計画は、2014年(平成26年)に制定された九重町条例第3条の基本理念を踏まえて、第4条の町の役割、第5条の住民の役割に基づき、第9条に規定する男女共同参画推進に関する基本的な計画として策定するものです。

(2)本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。

九重町男女共同参画推進条例 基本理念(第3条)

- (1) 尊厳・差別解消・人権尊重
- (2) 役割固定の解消・自由な選択
- (3) 対等参画・意思決定参加
- (4) 家庭と社会の両立支援
- (5) 人権教育・平等意識形成
- (6) 国際協調・国際的取組

男女共同参画社会基本法
DV 防止法
女性活躍推進法
困難女性支援法

第3期 九重町 男女共同参画プラン

4. 計画の期間

本計画は、2026年度(令和8年度)から2035年度(令和17年度)までの10年間を計画期間としています。中間年度である2030年度(令和12年度)には、国の法律や施策の変化とともに社会情勢等の変化も考慮して、本計画の見直しを行います。今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

“自分らしさ”が輝くまち

「九重町男女共同参画推進条例(第3条)」に掲げる基本理念

- (1)男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2)性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が男女の自由な活動の選択の幅を妨げることのないように配慮されること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会的支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5)男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことを考慮し、教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6)男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

2. 基本目標

- 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- ともに支え合い活躍できる環境づくり
- 一人ひとりが認め合い安心して暮らせるまちづくり

3. 計画の体系

本計画は、3つの基本目標のもと、8つの「施策の方向性」と35の「基本的施策」により構成し、所管課において取組を進めることで計画の推進を図ります。

関係法令		基本目標	施策の方向性	基本的施策
男女共同参画社会基本法		【基本目標1】 男女共同参画社会 に向けた意識づくり	男女共同参画の理念の 普及と意識の高揚	広報やホームページを利用した啓発活動の推進 情報の収集と提供の充実 男女共同参画に関するイベントなどの開催 制度や慣習の見直しに向けた啓発 男女共同参画に関する講座の実施
			男女平等を基盤とした 学びと実践の推進	就学前教育における男女共同参画の推進 学校教育における男女共同参画の推進 保護者への啓発 教職員研修の実施
		【基本目標2】 ともに支え合い活 躍できる環境づく り	政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	各種審議会などへの女性の積極的登用 女性リーダーの育成支援
			地域社会における女性 の活躍の推進	行政区などの地域団体役員への女性参画促進 団体・グループの育成支援
			仕事と家庭の両立支援 の推進	女性活躍推進法 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進 働き方の見直しに向けた啓発の推進 子ども・子育て支援の充実 介護支援の充実 ファミリーサポートセンターの活用推進 講座や研修への託児実施
	困難女性支援法	【基本目標3】 一人ひとりが認め 合い安心して暮ら せるまちづくり	生涯を通じた健康支援	疾病予防や健康管理の啓発の推進 ライフステージに応じた健康相談の充実 自殺予防対策の推進 性と生殖に関する健康と権利に関する啓発の推進 女性の心身の健康に関する情報提供 性と多様性に関する理解の促進
			配偶者等からの暴力の 根絶	DV防止法 住民・関係機関への広報・啓発 相談体制の整備・充実 被害者への多様な支援の充実 関係機関及び庁内での連携強化 性と多様性に関する理解の促進(再掲)
			多様な人々への安全・安 心な生活の支援	高齢者福祉施策の推進 障がい者・障がい児福祉施策の推進 相談体制の充実 ひとり親家庭への自立支援 多様な性のあり方への理解促進

4. 計画の基本目標

本計画では、計画的な施策推進のために取り組むべき基本目標を次のように定めます。

（基本目標Ⅰ）男女共同参画社会に向けた意識づくり

固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な価値観や生き方への尊重は、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会へとつながります。これまでの社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、学校教育、社会教育などで教育活動や意識啓発を充実させ、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

（指標及び目標値）

成果指標	単位	現状値	目標値	備考
男女平等が実現していると思う人の割合	%	38.4 ^(※1)	50	

※1 「九重町人権意識調査(2024 実施)」に基づき、「男女平等が実現していると思う人」・「ほぼ男女平等だと思う人」の割合

1. 男女共同参画の理念の普及と意識の高揚

（課題と今後の方針）

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが不可欠です。九重町条例第13条では「町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実努めるものとする。」と定められています。

かつて根強かった「男は仕事、女は家庭」という考え方は減少傾向にあります。一方で、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習、しきたり」において依然として『男性優遇』と感じる人が多く、男女間の不平等感はなお根強いとされています。

固定的な性別役割意識は薄れつつあるものの、社会通念やしきたりといった暗黙のルールに根付く男性優遇の慣習を改めていくためには、さらなる意識啓発が求められます。

そのために、町報、ホームページや情報誌などの発行物、リーフレットや地域への出前講座など、年齢や生活の状況に合わせてSNSや動画配信等の多様な媒体を活用して、効果的な啓発活動を推進します。

住民と事業者等への情報提供を一層充実させ、「九重町条例」や「男女共同参画を推進する週間^(※2)」の周知を進めます。また、住民向けには、男女共同参画意識の向上を目的とした講座を開催します。

（※2）男女共同参画週間(毎年6月23日から29日までの1週間)

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
1	広報やホームページを利用した啓発活動の推進	町報やホームページ、男女共同参画に関する広報誌を活用し、効果的でわかりやすい男女共同参画に関する情報を提供し啓発に努めます。また、人権リーフレット、出前講座等を通じて、年代や性別に応じた啓発を進めます。
2	情報の収集と提供の充実	男女共同参画に関する県や町の各種セミナーやイベント、町の現状など様々な情報を収集し、提供します。また、男女共同参画関連の図書や資料の収集を充実し、住民とともに事業者等への情報発信に取り組みます。
3	男女共同参画に関するイベントなどの開催	男女共同参画を推進する週間に庁舎や公民館の公共施設に啓発用品を設置して住民への周知を図ります。また、各種イベントの開催による住民周知を充実します。
4	制度や慣習の見直しに向けた啓発	男女共同参画の視点に立って、家庭、地域、職場などの制度、慣習、慣行についての見直しに向けて住民や地域などへの啓発、情報提供に努めます。
5	男女共同参画に関する講座の実施	「九重町人権施策基本計画」に基づく研修や大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)で開催される各種講座を通して、住民の男女共同参画意識の高揚と性別による差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。

2. 男女平等を基盤とした学びと実践の推進

(課題と今後の方針)

九重町条例第13条では、町が学校教育・社会教育などの教育分野で男女共同参画の推進に関する教育や学習の充実に努めることが定められています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、共働き家庭が多数である現状にも関わらず、「主たる稼ぎ手は男性」という固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが、働き方や暮らし方の変革の障壁となっていることが指摘されています。そのため、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要とされ、次世代の子どもたちが性別にとらわれず自分の可能性や関心に沿った将来を選択できる支援が求められます。

男女共同参画を進めるためには、学校教育の場で個性や人権意識を育むことが重要です。また、幼児期の教育・保育や家庭においても、性別に捉われない意識の醸成が必要です。このため、こども園・学校への情報提供や、教育・保育関係者や小・中学校教職員への研修を通じた啓発を行うとともに、保護者に対しても様々な機会を活用して男女共同参画意識の向上を図ります。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
6	就学前教育における男女共同参画の推進	男女共同参画に関する情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った就学前教育を促進します。
7	学校教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った児童生徒への教育を推進し、男女共同参画意識及び人権尊重意識の向上を図ります。
8	保護者への啓発	PTA研修や意見交換を通じ、保護者に対し男女共同参画に関する情報提供や啓発を行います。
9	教職員研修の実施	こども園、小・中学校に対して県や町で実施する男女共同参画に関する研修等の情報提供を行い、参加を促進します。

(基本目標Ⅱ) とともに支え合い活躍できる環境づくり

政策や方針の決定の場において、多様な視点や立場からの意見が反映されるように、性別にかかわらず誰もが平等に参画できるまちづくりをめざします。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域・事業者等への情報提供や啓発を通じた女性の登用促進に取り組みます。

女性活躍推進法では、職業生活において女性が本来持っている能力と個性を十分に発揮できるよう労働環境の改善が求められています。男性の長時間労働を前提とし、既婚女性は家計補助的な働き方を選ばざるを得ないという、高度経済成長期に形成された男性中心型労働慣行の見直しが必要です。また、女性活躍推進法では、市町村には地域の特性を踏まえて女性活躍に向けた施策を体系的に進める推進計画策定の努力義務が課されています。

性別に関わりなく、家庭役割や地域活動、自己研鑽などの時間と仕事との両立ができる、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性が能力を発揮でき職場での決定の場に参画できるよう、事業所等に働きかけます。

(指標及び目標値)

成果指標	単位	現状値	目標値	備考
審議会等の附属機関の委員に占める女性の割合	%	18.1	40.0	

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(課題と今後の方針)

国の第5次男女共同参画基本計画では、2003年(平成15年)に掲げた「社会のあらゆる分野において、2020年(令和2年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となる」という目標を達成できなかったことへ大きな危機感を示しています。経済の成長力からも、国民一人ひとりの幸福(well-being)向上の点からも、決定の場への女性の参画は日本の課題とされています。

第2期の九重町男女共同参画プランでは、政策の決定過程への女性の参画を高めるため、町の審議会等の委員選出に当たっては、その登用率について、40%以上を目標に推進を行ってきました。

しかしながら、2025年(令和7年)4月1日現在、九重町の審議会等における女性委員の割合は18.1%と県内平均(21.4%)より低く、プラン目標値40%には達していない状況です。

子育て・教育、介護・保健・医療、防災等の様々な分野において、行政への支援ニーズが複雑化・複合化しています。女性が政策方針決定過程の場へ参画することは、当事者の意見を反映した支援につながり、より質の高い行政サービスの提供が可能となります。引き続き、政策方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性リーダー育成の支援及び女性リーダー研修などの情報提供をいっそう進め、政策方針決定過程への女性の参画を促進します。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
10	各種審議会などへの女性の積極的登用	審議会・委員会などの委員への女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。
11	女性リーダーの育成支援	県などが実施する「女性リーダー研修」等に関する情報提供を行うとともに、まちの担い手応援事業等を活用し、女性リーダーを育成します。また、町で開催する人権研修やセミナーなどへの参加を促進して、女性リーダーの育成に努めます。

2. 地域社会における女性の活躍の推進

(課題と今後の方針)

地域社会で男女共同参画を実現し、多様性が反映された生活の場とするためには、住民があらゆる意思決定の場に対等に参画し、多様な考え方を生かすことが重要です。

近年の大規模災害や感染症の流行により、配慮を必要とする立場の人々がより深刻な影響を受けることが明らかになりました。非常時に適切な支援が届くよう、平常時から地域の意思決定の場での男女共同参画の重要性を啓発していく必要があります。

防災に関しては、「備蓄品に女性や介護者、障がい者の視点を入れる」「避難所運営の基準を整備し女性や子どもが安全に過ごせるようにする」などが求められています。

地域活動の場で女性の意思決定への参画を促進するため、地域役員に対する男女共同参画の意識啓発を進め、地域団体や住民団体への支援も充実させます。また、防災体制の整備に向け、「避難所運営マニュアル」を見直し、自主防災組織や消防団への女性の参画を促進します。

女性の働き方に関しては、「女性活躍推進法」や国の第5次男女共同参画基本計画に基づき、就業を希望する女性が育児や介護と両立できる環境整備や能力開発支援が求められています。

九重町条例第6条では、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならないと定められおり、女性の就業継続に向けた環境整備も必要です。

今後は、町内の事業者等に女性の労働評価や経営参画の促進に関する情報提供を継続するとともに、雇用される女性の就労支援や再就職支援、事業所への環境整備の啓発を進めていきます。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
12	行政区などの地域団体役員への女性参画促進	出前講座などで地域への男女共同参画の啓発を推進し、地域活動への女性の参画を促進します。
13	団体・グループの育成支援	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)などと連携して活動を行い、団体・グループの活動と団体間のネットワークづくりを支援します。また、新たな団体・グループの把握に努めて活動を支援します。

3. 仕事と家庭の両立支援の推進

(課題と今後の方針)

本計画は「女性活躍推進法」に基づく町の基本計画です。2024年(令和6年)の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」では、4つの柱の一つとして「仕事と育児・介護の両立の支援」が掲げられています。女性の職業参画を進めるには、育児負担の偏りを解消し、性別に関わらず育児・介護とキャリアを両立できる環境整備が重要であり、国は柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得を促しています。九重町条例第6条では、事業者等に対し、男女共同参画への取組や町施策への協力を求めています。本町では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、性別に関わらず子育てと仕事の両立を支える施策を進めており、これらは2025年度(令和7年度)から「こども計画」に引き継がれます。

一般に、男性は「仕事と家庭の両立」を望みつつも、現実には「仕事優先」となりがちで、ワーク・ライフ・バランスには課題があります。その改善には、柔軟な勤務制度、育児・介護休業中の経済的支援、家事・育児・介護・地域活動への男女共同参加が進む職場づくりが求められます。

このため、町内の事業所や住民に対しては、男性の家事・育児・介護への参画を促すとともに、休業制度の利用促進や働き方の見直しを図ります。また、今後の各種計画には男女共同参画の視点を反映し、住民が主体的に子育てや介護に関われるよう、ボランティア育成や講座・学習会参加のための託児の充実を進めます。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
14	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進	すべての人が仕事と生活の調和がとれるワーク・ライフ・バランスについて、住民、事業所に対して広報やホームページ、講座の開催など様々な方法で啓発を行います。
15	働き方の見直しに向けた啓発の推進	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、介護・看護・育児休業制度、有給休暇などの取得促進について啓発し、働き方の見直しのための取組を進めます。
16	子ども・子育て支援の充実	「こども計画」に基づき、子どもの成長への支援とともに、子育て家庭への様々な子育て支援サービスを充実します。
17	介護支援の充実	「地域福祉計画」「介護保険事業計画」に基づき、介護教室や高齢者相談支援センターの相談体制の充実等、介護支援体制の充実を図ります。
18	ファミリーサポートセンターの活用推進	保護者の病気や冠婚葬祭などの外出時、また、保育施設の時間外や学校の放課後など一時的に子どもを預けられるファミリーサポートセンターの活用推進を図ります。
19	講座や研修への託児実施	託児ボランティアを確保し、町で主催する講座などの開催時には必要に応じて配置できるよう検討します。

（基本目標Ⅲ）一人ひとりが認め合い安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。性暴力や各種ハラスメントなどの性による差別的行為や人権侵害の根絶、また、性的マイノリティーの方々へのより一層の理解をめざし、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組めます。また、DV防止法に基づき、DVやデートDVについて、きめ細やかな被害者支援や防止啓発に向けた取組を計画的に進めます。さらに、性に関する正しい情報の提供や、生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援します。

（指標及び目標値）

成果指標	単位	現状値	目標値	備考
特定検診受診率	%	46.8 ^(※3)	60.0 ^(※4)	
DVに関する相談窓口の認知度	%	－	50.0 ^(※5)	

※3 「大分県公衆衛生年間」に基づく実績数値（2024 年度実績）

※4 「第3次健康ここのえ21計画」に基づく目標値

※5 住民意識調査による目標値

1. 生涯を通じた健康支援

（課題と今後の方針）

九重町条例第3条では「家族を構成する男女が、相互の協力と社会的支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること」とされています。これは、性と生殖に関わる自己決定は女性が自分らしい人生を生きるうえで欠かせない「基本的人権」です。また、男性に特有の疾病もあり、例えば女性よりも生活習慣病の罹患率が高いなど性別によりそれぞれの健康課題があります。一人ひとりが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、誰もが自身の個性と能力を十分に発揮し、多様な分野に参画するための前提となります。

町では「第3次健康ここのえ21計画」を策定し、関係各課との連携のもとそれぞれのライフステージや性別に応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っており、今後ともこれらを男女共同参画の視点で充実させていきます。また、人権教育として発達段階に応じた性と多様性に関する理解を推進し、性に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
20	疾病予防や健康管理の啓発の推進	各種検診や健診結果による保健指導、健康づくりをテーマにした講演会等を行い、生涯を通じた疾病予防や健康管理について啓発します。
21	ライフステージに応じた健康相談の充実	健診結果による相談など相談体制を充実して、男女のライフステージに応じた健康づくりを支援します。
22	自殺予防対策の推進	九重町自殺対策計画に基づき、全庁による自殺予防対策を推進します。
23	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発の推進	性や妊娠・出産について、一人ひとりが互いの人権を尊重しつつ正しい知識に基づき自己決定ができるよう、住民への資料配布や記事の掲載など周知、啓発します。
24	女性の心身の健康に関する情報提供	産前産後や更年期など女性のライフステージにおける心身の健康とその権利が尊重されるよう、情報提供に努めます。
25	性と多様性に関する理解の推進	性と身体に関する正しい理解を図るため、児童・生徒に対して性と多様性に関する理解を実施します。

2. 配偶者等からの暴力の根絶

(課題と今後の方針)

本計画は、「配偶者暴力防止法」に基づく町の基本計画と位置づけられています。これまで、九重町条例第2条に基づきDV対策に取り組んできました。

DVの加害者にも被害者にもならないように、また、身近な人からDVの相談を受けた際に適切に対応できるように、DV防止のための教育や啓発を進め、特に若い世代にはデートDVへの認知を高めます。配偶者等に対する暴力が児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生することを踏まえ、町では庁内の連携と共に庁外の関係機関とも連携して支援を行っています。

今後は、関係機関との連携を深めるよう、相談窓口の周知や相談・保護体制をさらに充実して、DV防止と被害者の包括的な支援に取り組めます。その際には、被害者の個人情報保護を徹底します。また、庁内の多様な窓口がDV被害者を発見する場となる可能性があるため、二次被害を与えずに適切な支援へとつなぐよう、職員のDV防止研修を実施します。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
26	住民・関係機関への広報・啓発	町報やリーフレットにより住民へのDV防止に向けた啓発を行います。また、DV被害者への支援のあり方を学ぶ研修の実施とともに若い世代へのデートDV防止講座やリーフレット配布等による啓発を実施します。
27	相談体制の整備・充実	各種研修会への参加により職員の資質向上を図ります。また、関係機関との連携を図り、相談体制を充実・強化します。
28	被害者への多様な支援の充実	関係課の連携により、被害者の自立に向けた就労支援や経済的支援及び被害者やその子どもへの精神的支援などきめ細やかな支援を行います。
29	関係機関および庁内での連携強化	警察や人権擁護委員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や関係課との連携を強化し、DV被害者への迅速で適切な保護や支援を行います。
30	性と多様性に関する理解の推進(再掲)	性と身体に関する正しい理解を図るため、児童・生徒に対して性と多様性に関する理解を実施します。

3. 多様な人々への安全・安心な生活の支援

(課題と今後の方針)

近年、晩婚化・晩産化等を背景として育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けるといふ、「育児と介護のダブルケア」が新たな問題となっています。このように、暮らしの支援ニーズが複雑化・複合化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、2020年(令和2年)に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。

さらに、困難女性支援法においても、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者とされるなど、女性の抱える問題が多様化するとともに、複雑化しています。ここでも重層的、包括的な支援が求められています。また、暴力の影響などで本来の力が発揮できなくなっている対象女性が力を取り戻し、自立した生活ができるような支援が重要とされ、一時的な保護、住宅の確保などが求められています。個人の人權や意思が尊重されながら、個に応じた最適な支援が受けられるように、関係機関や関係団体と連携し、早期から切れ目なく協働していく必要があります。

本町においては、これまで、高齢者や障がい者に関わる各個別計画に基づいて支援体制を整備してきました。また、ひとり親家庭に対しては、各種情報提供や相談窓口の整備などで生活自立に向けた支援を行い、外国人に対しては、多文化共生のまちづくりの推進など住みよい環境づくりを進めてきました。

今後も、これらの従来の取組を充実させるとともに、男女共同参画の視点や困難な問題を抱える女性支援の視点で取り組みます。また、多様性を尊重し、大分県パートナーシップ宣誓制度の周知を図り、性の多様性について住民の理解を深めるよう啓発を進めます。

(主な取り組み)

NO.	事業内容	
31	高齢者福祉施策の推進	「地域福祉計画」や「介護保険事業計画」に基づき、地域支援事業による自立支援や「緊急通報システム」の導入を推進し、高齢者の生きがいくつくりと安全・安心な生活を支援します。
32	障がい者・障がい児福祉施策の推進	関係機関と連携を図りながら、企業研修による障がい者雇用への理解促進を図り、障がい児の放課後デイサービスなど療育支援サービスを充実します。また、作業療法士や言語聴覚士など専門職と関係機関が連携し相談や教室を開催して療育が受けられるよう支援します。
33	相談体制の充実	療育機関や医療機関などの関係機関と連携して情報共有を図り、多様化する相談ニーズに対応する専門相談体制の充実強化を図ります。
34	ひとり親家庭への自立支援	関係部署の連携により就職活動支援、こども園の利用促進などを図り、ひとり親家庭の生活自立を支援します。また、母子父子自立支援員及び女性相談員の研修参加など相談員の資質向上に努めて、相談体制を充実します。
35	多様な性のあり方への理解の促進	性の多様性について住民の理解を深めるために、人権リーフレットや情報誌による情報提供、また、大分県パートナーシップ宣誓制度の周知・啓発を進めていきます。

第3章 プランの推進に向けて

1. 推進方策

本計画で掲げる町の将来像「“自分らしく”が輝くまち」の実現に向け、町長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を組織しています。

九重町条例第4条には「町、町民及び事業者等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない」と町の責務が定められています。また、第2項では、「町は、法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない」と定められています。これらの規定に基づき、住民や各種団体および事業者等との連携のもと、庁内の推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握および審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進します。

2. 総合的な評価指標

計画の着実な推進を図るためには、「いつまで」「何を(どう)するか」という成果指標を設定し、その目標値をできるかぎり実現するよう努力していかなければなりません。そこで、本計画の目標年度である2035年度(令和17年度)の中間年となる2030年度(令和12年度)目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。本計画では、九重町第5次総合計画や九重町特定事業主行動計画等の成果指標とも整合性を図っています。

参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 九重町男女共同参画推進条例
- 九重町男女共同参画審議会規則
- 九重町男女共同参画審議会委員名簿